

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

紀の川（下流部）の減災に係る取組方針

令和3年6月7日

紀の川下流部大規模氾濫に関する 減災対策協議会

和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市、紀美野町、和歌山県
西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、和歌山電鐵株式会社
和歌山地方気象台、紀の川ダム統合管理事務所、和歌山河川国道事務所

目次

| | |
|-----------------|----|
| 1. はじめに | 2 |
| 2. 本協議会の構成員 | 4 |
| 3. 紀の川の概要と主な課題 | 5 |
| 4. 現在の取組状況、課題 | 7 |
| 5. 減災のための目標 | 13 |
| 6. 概ね5年間で実施する取組 | 14 |
| 7. フォローアップ | 22 |

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村(109 水系、730 市町村)において、平成 32 年度を目処に水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

紀の川流域の地形は、中央構造線に沿って北側に和泉山脈、南側に紀伊山地が迫り、東西に細長くなっている。上流部は、台高山地、大峰山脈、竜門山地に挟まれた溪谷であり、中流部は橋本川合流点付近から岩出市にかけて北側に発達した河岸段丘が続き、下流部は、沖積平野が広がっていることもあり、下流部で紀の川が氾濫した場合広範囲に浸水する地形となっている。

以上の下流地域の特徴を反映し減災に向けた取組を行うため、平成 28 年 6 月 23 日に「紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。さらに、平成 29 年 5 月の水防法改正に伴い、和歌山県管理河川を対象河川に追加することとし、構成機関として海南市、紀美野町が本協議会に加わることとなった。

本協議会では、平成 25 年台風第 18 号出水および平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における水害対応の状況とその課題を踏まえつつ、想定最大規模降雨による洪水が発生した場合、現在の避難所のみでは対応できず広域避難も考慮していくことが重要となってきた点も鑑み、平成 32 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・

一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今般その結果を「紀の川（下流部）の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

取組方針に従い、令和 2 年度を目途に水防災意識社会再構築の実現を目指して、取組みを実施してきたが、平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申されたことから、令和 3 年度より概ね 5 箇年を目途とする新たな取組方針を策定した。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組む、毎年出水期までに協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 5 条に基づき、紀の川下流市町（和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市、紀美野町）を対象に作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれ構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

| 構成機関 | 構成委員 |
|-------------------------------|-------------|
| 和歌山市 | 市長 |
| 海南市 | 市長 |
| 岩出市 | 市長 |
| 紀の川市 | 市長 |
| 紀美野町 | 町長 |
| 和歌山県 | 県土整備部長 |
| 気象庁 和歌山地方气象台 | 台長 |
| 国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所 | 所長 |
| 国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 | 所長 |
| 西日本旅客鉄道株式会社 | 和歌山支社長 |
| 南海電気鉄道株式会社 | 鉄道営業本部 工務部長 |
| 和歌山電鐵株式会社 | 鉄道部長 |

3. 紀の川の概要と主な課題

紀の川は日本の中でも最多雨地帯として知られる大台ヶ原から始まり、支川を集めながら中央構造線に沿って流れ紀伊水道に注ぐ流域面積 1,750km²、幹線流路延長 136km の一級河川である。

その流域は、上流は奈良県、下流は和歌山県にまたがり、和歌山市や橋本市、五條市など吉野・紀北地方の社会・経済・文化の基盤をなしている。

また、和歌山県伊都郡九度山町や奈良県五條市等については、今も無堤となっている区間も多い。

しかし、紀の川の基本高水のピーク流量は比較的大きく、基準地点の船戸において 16,000m³/s であるが、上流には洪水を調節する大滝ダムがあり、洪水を一時的に貯めるなど洪水流量を調節することで、下流への洪水流量を減らし、洪水被害を軽減している。

堤防が決壊した場合には人口・資産が集積した下流部に氾濫水が拡散し、甚大な被害が発生する特性を有している。

過去の被害としては、下流の貴志川流域に降雨が集中した昭和 28 年 7 月の前線による降雨で死傷者 981 人、家屋全半壊 1,327 戸、床上浸水 2,103 戸、床下浸水 8,165 戸（那賀郡と伊都郡の合計）の甚大な被害が発生した他、昭和 28 年 9 月の台風第 13 号（死傷者 91 人、家屋全半壊 1,546 戸、床上浸水 4,035 戸、床下浸水 7,473 戸）、昭和 40 年 9 月洪水（家屋浸水：約 3,400 戸）、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風（死傷者 71 人、家屋全半壊 347 戸、床上浸水 3,180 戸、床下浸水 1,917 戸）、昭和 58 年 9 月（家屋浸水：約 2,000 戸）等の甚大な被害が多数発生している。

また、近年発生した平成 2 年台風第 19 号など、堤防の決壊による浸水被害はないものの護岸の損傷や内水被害（河川に排水できずに氾濫した水による被害）が発生している。

紀の川の河川整備は、直轄事業としては、大正 6 年 9 月の大洪水を契機として、同洪水を対象とした紀の川改修計画を策定したことに始まる。その後、平成 17 年 11 月に河川整備基本方針、平成 24 年 12 月に河川整備計画を策定して、堤防断面や河道断面が不足している区間の河川整備を計画的に進めてきている。

近年では、下流部において紀の川大堰が完成した。紀の川大堰は、紀の川水系工事実施基本計画に基づき、昭和 46 年に予備調査を開始し、昭和 53 年には実施計画調査、昭和 62 年に建設事業に着手した。

紀の川大堰事業は、平成 15 年 3 月に堰本体が完成し、平成 15 年 6 月より暫定運用を開始した。

その後、利水計画を変更するとともに、治水計画についても戦後最大規模の洪水を安全に流下させる河道を整備することを目標に、紀の川大堰事業の基本計画変更を行った。

平成 21 年度より、計画変更にあわせた河道の掘削や J R 橋梁の架替など関連工事を行い、平成 23 年 3 月 30 日に事業が完了した。

このように、治水対策（ハード対策）は計画的に進められているところであるが、流域内の治水安全度は未だに低く（1/10 未満）、中流域においては無堤区間が未だに多く残され、浸水被害の頻発を余儀なくされているほか、平成 28 年 6 月 14 日に公表された想定最大規模の洪水浸水想定区域図では、広範囲な浸水被害の発生が想定されている。

4. 現在の取組状況、課題

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月台風 10 号等の一連の台風に伴う水害において、多数の孤立者が発生する要因の一つとなったこと、避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分にできなかったことは、これまでの水害対策における課題があることを浮き彫りにした。

上記を鑑み、本協議会では洪水の浸水想定等のリスク情報を共有するとともに、各構成機関がそれぞれ又は連携して実施している現在の減災に係る取組状況及び課題は以下のとおりである。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項目 | ○現状 と ●課題 | 課題整理 記号 |
|-------------------|---|------------|
| 想定される浸水リスクの周知について | <p>○紀の川及び貴志川の直轄河川管理区間の想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を和歌山河川国道事務所のウェブサイトで公表している。</p> <p>○県管理の和田川、亀の川、日方川、加茂川の想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図を県ホームページで公表している。</p> <p>○過去の浸水実績を洪水ハザードマップ等で公表している。</p> <p>○紀の川の直轄河川管理区間の想定最大規模降雨における洪水氾濫シミュレーションを公表している</p> <p>●浸水エリアに関する情報や周知が不足している。</p> | A |
| 避難指示等の発令について | <p>○国・県・各市町において、河川水位と避難指示等の発令時期などに関するタイムラインを改定中である。</p> <p>○避難情報の発令に関する「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」を策定する予定である。</p> | |

| | | |
|--------------------|--|---|
| | <p>○洪水予報河川、水位周知河川で水位設定を行っている。</p> <p>○洪水警報、危険水位等について、関係機関へ通知している。</p> | |
| | <p>●国・各市町以外の関係者も含め、役割分担を明確にしたタイムラインが作成されていない。</p> <p>●策定されたタイムラインの実効性の検証がされていない。</p> <p>●紀の川沿川での企業操業が増え、ひとたび氾濫による浸水が発生した場合の社会・経済活動の低下が危惧される。</p> <p>●台風等の襲来に際し、事前の備えや出水への対応など、体系的な整理と検証が必要である。</p> <p>●よりの確なタイミングで詳細な情報共有が必要である。</p> | B |
| 避難場所、避難経路について | <p>○計画規模での洪水浸水想定区域図等をもとに各市町にて洪水ハザードマップを公表し、避難場所等を示している。</p> <p>○避難誘導に係る案内看板・誘導灯等は概ね整備されている。</p> | |
| | <p>●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表に伴う洪水ハザードマップの作成、避難場所・避難経路の見直しが必要である。</p> <p>●避難場所・避難経路の見直しに伴う避難誘導に係る案内看板・誘導灯等の検討が必要である。</p> <p>●想定最大規模の浸水を考慮した広域避難計画の具体的な内容の検討が必要である。</p> | C |
| 住民等への情報伝達体制や方法について | <p>○防災行政無線のデジタル化整備を進めている。</p> <p>○防災メール、緊急速報メール、SNS、ICT等で情報発信されている。</p> <p>○ウェブサイト、テレビ等で洪水予報や河川</p> | |

| | | |
|-------------------|--|---|
| | <p>水位、カメラ映像、気象情報のリアルタイム情報の提供を実施している。</p> | |
| | <p>●防災行政無線に難聴区域がある。</p> <p>●近年、紀の川の氾濫による被害がないため、避難情報を配信しても避難に繋がっていない。</p> <p>●現在の洪水予報文では、対象区域・切迫感が伝わりにくいことが懸念される。</p> <p>●よりの確なタイミングでの分かり易い情報提供が必要である。</p> | D |
| 避難誘導体制について | <p>○避難行動要支援者名簿が作成されている。</p> <p>○要配慮者利用施設管理者等へ説明会等を実施している。</p> | |
| | <p>●避難行動要支援者の避難誘導体制が十分でない。</p> <p>●要支援者の訓練参加を促進するため、訓練実施にあたって配慮や工夫が必要である。</p> <p>●要配慮者利用施設における避難確保計画の早期策定が必要である。</p> | E |
| 避難・防災に関する啓発活動について | <p>○小中学校において防災教育を実施している。</p> <p>○中学生を対象とした防災ジュニアリーダーを育成している。</p> <p>○出前講座や研修を実施している。</p> <p>○地域防災の人材育成のため、防災士資格試験の費用を補助している。</p> <p>○自治会単位での啓発活動、防災訓練を実施している。</p> <p>○「和歌山県防災教育の手引き」を作成し、防災教育を実施している。</p> <p>○避難対策ワークショップ運営の手引きを作成している。</p> <p>○地域防災リーダーを育成するため、防災に関する知識、技術を学ぶ講座「紀の国防災</p> | |

| | | |
|--|---|---|
| | 人づくり塾」を開催している。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●近年、紀の川で大きな出水がなく、氾濫に対する危機意識の低下が懸念される。 ●洪水災害に対する危機意識の更なる向上が必要である。 | F |

②水防に関する事項

| 項目 | ○現状 と ●課題 | 課題整理記号 |
|-------------|---|--------|
| 水防体制の強化について | <ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者と各市町の共同で重要水防箇所等の点検が実施されている。 ○水防訓練が実施されている。 ○ポスターの掲示等により随時水防団員を募集している。 ○水防資機材倉庫が概ね整備されている。 ○水防資機材の点検を毎年実施し、補充を行っている。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●水防技術の熟練者が少なくなっている。 ●水防団員が高齢化してきている。 ●水防団員が減少すると、十分な水防活動を行えない。 ●より円滑な水防活動を実施する必要がある。 | G |
| 河川水位等の情報の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○基準地点等の観測箇所では水位計を設置し情報が公開されている。 ○わかりやすい気象警報等の情報発信をしている。 ○大雨による土砂災害警戒判定メッシュ情報を配信している。 ○ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報のリアルタイム情報の提供を実施している。 ○洪水警報、危険水位等について、関係機関へ通知している。 ○洪水情報のプッシュ配信がされている。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●基準地点等の河川水位しか情報提供されてい | H |

| | | |
|--------------------------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ●よりの確なタイミングでの詳細な情報共有が必要である。 | |
| 庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について | <ul style="list-style-type: none"> ○庁舎の耐水化は概ね実施している。 ○災害拠点病院との連絡体制が概ね確立されている。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●災害拠点病院との情報伝達体制の確立が必要である。 ●想定最大規模の浸水時の防災機能確保の検討が必要である。 | I |

③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

| 項目 | ○現状 と ●課題 | 課題整理記号 |
|----------------------|--|--------|
| 排水施設、排水資機材の操作・運用について | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時には、国が排水ポンプ車を派遣し、復旧活動を支援する用意がある。 ○県は海草、那賀建設部に排水ポンプ車を配備している。 ○岩出市で排水ポンプ車を1台、紀の川市で排水ポンプ車を2台配備している。 ○各市町で消防用ポンプを所有している。 ○排水施設等を整備している。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●想定最大規模降雨による洪水時の各市町の浸水箇所に対する排水ポンプ車配置計画が作成されていない。 ●水害の頻発・激甚化に対して、排水機材や排水施設が不足・機能しない可能性がある。 | J |

④河川管理施設の整備について

| 項目 | ○現状 と ●課題 | 課題整理記号 |
|-----------------------|--|--------|
| 堤防等河川管理施設の現在の整備状況について | <ul style="list-style-type: none"> ○流下能力対策等の河川改修が実施されている。 ○国・県管理河川に水位計・WEB カメラを設置している。 | |

| | | |
|--|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 流下能力対策等の未整備区間がある。 ● 計画断面に対して、堤防の高さや幅が不足している区間があり、完成堤防とするには時間・費用を要する。 | K |
|--|---|---|

⑤被災後の早期復旧・復興に関する事項

| 項目 | ○現状 と ●課題 | 課題整理 記号 |
|-----------|----------------------------------|------------|
| 被災者支援について | ○地域防災計画で被災者支援を規定している。 | |
| | ●想定最大規模の浸水に対して、支援の有効性を確認する必要がある。 | L |

5. 減災のための目標

紀の川は、治水安全度が未だに低く、下流部に多くの人口・資産を抱える市街地があり、堤防が決壊した場合には、氾濫水は下流部に拡散して、甚大な被害が発生する恐れがある。そのため、「円滑かつ迅速な避難」、「的確な水防活動」「円滑かつ迅速な氾濫水の排水」を実現するため、各構成機関が連携して令和7年度までに達成すべき減災のための目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

紀の川では、近年、大規模な氾濫が発生しておらず、水防災意識の低下が懸念されるところ。今後起こりうる大規模氾濫における沿川住民の安全・安心を確かなものにするため、
「水害に強い地域」をつくるための水防災意識が、現在及び将来世代に確実に普及・継承することを目指す。

上記目標達成に向け、以下の項目を柱とした取組を実施する。

- 洪水に対する意識の啓発および普及
- 避難時間の確保
- 迅速・的確な行動への備え

6. 概ね5年間で実施する取組

本協議会では、前述の「洪水に対する意識の啓発および普及」「避難時間の確保」及び「迅速・的確な行動への備え」を柱とし、各構成機関が今後5年間で実施していく取組内容をとりまとめるにあたり、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」及び「中小河川における水防災意識社会の再構築のあり方について」に示された実施すべき対策について、現在すでに取組まれている内容やその取組み時の課題・改善点を抽出するとともに、新たに取組みが必要な内容についても、現在考えられる課題を整理した上でより実効性のある内容となるよう議論した。

また、特に紀の川下流部では想定最大規模降雨による洪水が発生した場合、現在の避難所のみでは対応できず、広域避難も考慮していくことが重要になってきている点も踏まえ、各構成機関が連携して令和7年度までに取り組む内容を以下のとおり取りまとめた。

1) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目については、以下のとおりである。

①洪水に対する意識の啓発及び普及について

| 主な取組項目 | 目標時期 | 取組機関 | 課題の対応 | |
|----------------|---|--------|------------------------------------|---|
| ハザードマップの作成・周知等 | ・想定最大規模降雨による洪水氾濫シミュレーションの周知（紀の川・貴志川） | 引き続き実施 | 近畿地整 | A |
| | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の周知（和田川、亀の川、日方川、加茂川） | 引き続き実施 | 和歌山県 | A |
| | ・過去の浸水実績を整理し、ハザードマップ等を通じて住民に周知 | 引き続き実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 | A |
| | ・住民に分かりやすく活用されるハザードマップの策定・周知に向けた検討 | 引き続き実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 | C |

| | | | | |
|------------------------|--|--------|--|---|
| | | | 紀美野町 | |
| | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表に伴う洪水ハザードマップの更新・周知 | 引き続き実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 | C |
| 防災に関する啓発活動、水害（防災）教育の拡充 | ・防災に関する補助教材を活用し、小中学校と連携した防災に関する教育の取組 | 引き続き実施 | 協議会全体 | F |
| | ・防災（水防）訓練の実施 | 引き続き実施 | 協議会全体 | F |
| | ・避難対策ワークショップの実施 | 引き続き実施 | 協議会全体 | F |
| | ・沿川自治会単位での防災に関する啓発活動の実施 | 引き続き実施 | 協議会全体 | F |
| | ・出前講座等の実施 | 引き続き実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 和歌山県 | F |
| | ・「自主避難できる住民」の育成（マイ防災マップ、マイ・タイムラインの作成支援 | 引き続き実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 和歌山県 近畿地整 | F |

②避難時間の確保について

| 主な取組項目 | 目標時期 | 取組機関 | 課題の対応 |
|------------------------|-------|---------------------|-------|
| 避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成 | 令和3年度 | 和歌山市 海南市 紀の川市 | B |

| | | | | |
|-------|--|------------|--|---|
| 成・活用等 | | | 岩出市 紀美野町 和歌山県 近畿地整 | |
| | ・関係者の役割分担をより明確にしたタイムラインの策定 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 | B |
| | ・避難のための時間を十分に確保した避難指示等を発令するためのタイムラインの検証と改善（活用訓練等の実施） | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 和歌山県 | B |
| | ・タイムライン作成支援 | 引き続き 実施 | 気象台 近畿地整 | B |
| | ・洪水時の河川状況等を河川管理者と関係市町が直接連絡し合うホットラインの取組 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 和歌山県 近畿地整 | B |
| | 避難時間確保のための水防活動・体制の強化 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 和歌山県 | G |
| | ・水防団等の組織維持のため、団員の募集等の促進 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 | G |

| | | | | |
|--|---|------------|--|---|
| | ・水害リスク情報の共有に向けた水防団等との共同点検の実施 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 和歌山県 近畿地整 | G |
| | ・水防訓練の実施（協議会全体） | 引き続き 実施 | 協議会 全体 | G |
| | ・水防資機材の整備 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 和歌山県 | G |
| | ・水門、樋門、排水施設等の確実かつ的確な運用体制の確保及び点検・維持管理の実施 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 和歌山県 近畿地整 | G |
| | ・排水施設等について現況施設、保有資機材の情報共有 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 和歌山県 近畿地整 | J |
| | ・排水ポンプ車、可搬式ポンプの配備にかかる検討 | 引き続き 実施 | 紀の川市 岩出市 和歌山県 | J |
| | 庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 | I |
| | ・庁舎、災害拠点病院等に関する情報の共有 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 | I |

| | | | | |
|--|-----------------------------|------------|---------------------|---|
| | | | 和歌山県 | |
| | ・庁舎等における防災機能の確保 (耐水化の検討) | 引き続き 実施 | 和歌山市 紀の川市 岩出市 | I |

③迅速・的確な行動への備えについて

| 主な取組項目 | 目標時期 | 取組機関 | 課題の 対応 | |
|-------------------|--|------------|------------------------------------|---|
| 避難行動のための 情報発信等 | ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線の普及 (無線のデジタル化等)及び住民 への周知 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 | D |
| | ・避難情報を対象者へ確実に届けるため、ケーブルテレビや防災メール、緊急速報メールへの登録・配信サービスやSNS、ICTの活用等 | 引き続き 実施 | 協議会 全体 | D |
| | ・防災対策や住民の避難行動の判断をより分かりやすくするため、ウェブサイト、テレビで洪水予報や河川水位、カメラ映像、気象情報の提供 | 引き続き 実施 | 和歌山県 気象台 近畿地整 | D |
| | ・住民の避難行動を促すためのプッシュ型の洪水予報等の情報発信のための整備 | 引き続き 実施 | 和歌山県 近畿地整 | D |
| | ・洪水予報文の改良と運用・周知 | 引き続き 実施 | 気象台 近畿地整 | D |
| | ・防災ポータルアプリの周知 | 引き続き 実施 | 和歌山県 | D |

| | | | | |
|----------------------------|---|------------|--|---|
| 迅速・的確な 行動のための 訓練等の実施 | ・災害時における逃げ遅れをなくすため、地域防災訓練等で避難行動要支援者を支援する人の訓練の実施 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 | E |
| | ・沿川自治会単位での防災訓練・避難所運営訓練の実施 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 和歌山県 | F |
| 避難誘導体制 について | ・避難場所等周知のための標識の設置、避難誘導にかかる案内板・誘導灯等の検討、確認及び設置 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 | C |
| | ・段階的な避難を考慮した広域避難計画の検討 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 | C |
| | ・災害時における逃げ遅れをなくすため、避難行動要支援者の避難計画の検討・作成 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 | E |
| | ・要配慮者利用施設管理者等へ説明会等を実施 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 和歌山県 | E |
| | ・要配慮者利用施設の地域防災計画への記載 | 引き続き 実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 | E |

| | | | | |
|-----------|-----------------------------|--------|---|---|
| | | | 紀美野町 | |
| | ・要配慮者利用施設への通知と避難確保計画の確認 | 引き続き実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 和歌山県 | E |
| | ・民間施設等を活用した緊急的な避難先の検討 | 令和7年度 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 和歌山県 | |
| 氾濫水の排水 | ・氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画の見直し | 令和3年度 | 近畿地整 | J |
| 被災者支援について | ・被災者支援の確認、見直し | 引き続き実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 和歌山県 気象台 | L |

2) ハード対策の主な取組

各機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目については、以下のとおりである。

なお、近年、内水被害が顕著に発生していることから、本協議会の下部組織として立ち上げた「紀の川流域における浸水対策検討会」で内水被害軽減に向けた検討を行い、特に被害が甚大な床上浸水を解消する対策のとりまとめを行った。今後は、更なる被害軽減に向け、継続して協議する。

| | | | | |
|---------------------|---|--------|------------------------------------|---|
| | ・河川整備計画に基づく河川整備の推進（和田川、亀の川、日方川、加茂川等） | | | |
| 危機管理型ハード対策 | ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強 | 令和7年度 | 和歌山県 近畿地整 | K |
| 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備 | ・早期に氾濫が発生する地域等における洪水時の避難指示等の発令判断に活用するためカメラ・簡易水位計による情報共有 | 引き続き実施 | 近畿地整 | H |
| | ・水防団等の水防活動を支援するためカメラ・水位計による情報共有 | 引き続き実施 | 近畿地整 | H |
| | ・水位計（水位計・量水標等）、河川監視用カメラの整備・情報共有 | 引き続き実施 | 和歌山県 | H |
| | ・防災用資機材倉庫の整備 | 引き続き実施 | 和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市 紀美野町 | G |

| 主な取組項目 | 目標時期 | 取組機関 | 課題の対応 |
|---------------------------------------|--------|--------------|-------|
| 洪水を河川内で安全に流す対策 ・パイピング対策 ・流下能力対策 | 引き続き実施 | 和歌山県 近畿地整 | K |

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

そのため、適宜幹事会を開催し取組状況及び課題を共有し取組内容の進捗を図るとともに、原則として、本協議会を毎年出水期前までに開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて技術開発の動向等を収集した上で取組方針を見直すこととする。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。